

一時預かり事業を  
利用している方へ

## 幼児教育・保育の無償化について

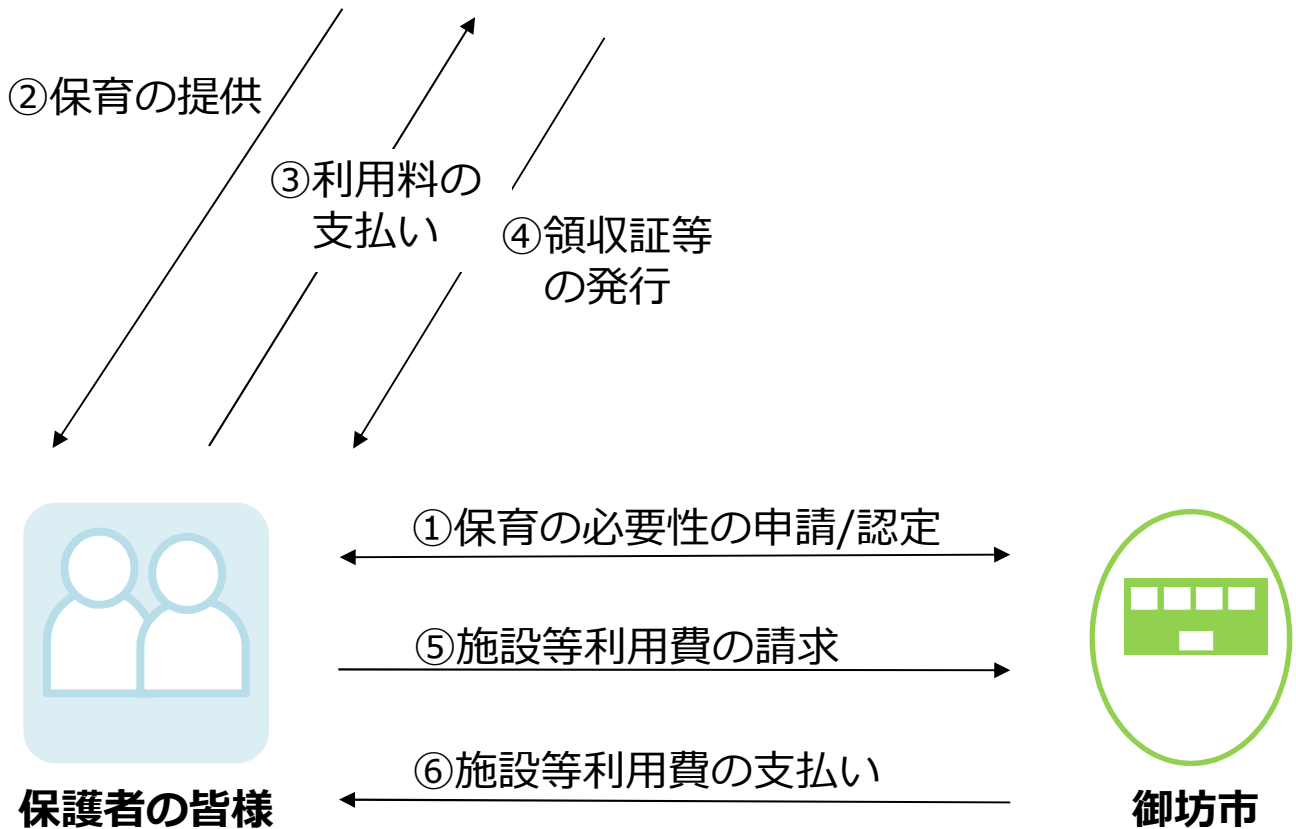
- <対象者>  
保護者がお子様をご自宅で保育できない方（お仕事等）で、3歳児～5歳児、0歳児～2歳児（住民税非課税世帯のみ）が対象となります。（年齢については当該年度の4月1日時点の年齢が基準となります。）  
\* **認可保育所及び、市内私立幼稚園をご利用されている場合、一時預かり事業の利用料は無償化の対象外です。**  
（市外の施設をご利用の場合は下記問い合わせ先にご確認下さい。）
- <必要書類を御坊市役所に提出してください。>
  - ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
  - ・就労証明書等（自宅で保育ができない事を証明する書類）
- <無償化の対象となる限度額>
  - ・認可保育所・幼稚園を利用していない場合  
3歳児～5歳児 月額37,000円を限度に無償。  
0歳児～2歳児（住民税非課税世帯のみ） 月額42,000円を限度に無償。
  - ・御坊市内公立幼稚園を利用している場合  
保育が必要で幼稚園の預かり保育事業を利用している場合は、幼稚園の預かり保育事業の利用料を含め、月額11,300円を限度に無償。  
（市内私立幼稚園は、保育事業が充実しているため対象外。）

問い合わせ先：【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】  
御坊市 市民福祉部 社会福祉課 福祉児童係  
TEL：0738-52-5033

## [基本的な手続きのイメージ：償還払い]



一時預かり事業



※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費（給食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。